

府立の大学法人化の基本方針

注；(法定)は、地方独立行政法人法により規定されていることを示す。

1 法人の総括的事項

(1) 法人の設置形態 1法人2大学

(2) 基本財産

大学の運営上必要な土地・建物については、京都府が現物出資する。

現在大学が管理している土地・建物については、大学における教育研究上の必要性、府民の財産としての活用可能性などの観点から個別に検討し、出資するもの、貸付するもの、承継しないものの3つに区分する。

2 法人の運営・組織

(1) 理事長

法人を代表し、その業務を総理(法定)

理事長と学長は別に設置

任命：知事の任命(法定)

権限：重要事項を意思決定

任期：4年(再任可)

(2) 役員

副理事長

両大学の学長(法定)

任命：理事長の任命(法定)

任期：学長の任期と同じ(再任可)

理事

任命：理事長の任命(法定)

構成：法人内外から4、5名程度の理事を選任

任期：2年(再任可)

監事

任命：知事の任命(法定)

選任：2名

任期：2年(再任可)

(3) 学 長

学 長

教育研究機関の最高責任者

任命：理事長の任命（法定）

任期：2年以上6年を超えない範囲で、学長選考機関の議を経て法人規程で定める（法定）

法人設立後最初の学長

任命：学長選考機関によらず、理事長の任命（法定）

任期：6年を超えない範囲で、定款で定める（法定）

(4) 理事会

設置目的：法人の運営に関する重要事項を審議

構成：理事長、副理事長、理事

審議事項：中期目標・計画、予算・決算など

(5) 経営審議機関・教育研究審議機関

経営審議機関

名称：経営審議会

設置目的：経営に関する重要事項審議（法定）

構成：理事長、副理事長その他法人内外から選任
（2分の1以上は法人役職員以外の者）

審議事項：中期目標・計画（法人の経営に関するもの）、教職員給与、予算・決算など

教育研究審議機関

名称：教育研究評議会

設置目的：教育研究に関する重要事項審議（大学ごとに設置）（法定）

構成：学長、学部長その他学内外から選任

審議事項：中期目標・計画（法人の経営に関するものを除く）、学則等の規則、教員人事、教育課程、学生の入学・卒業など

(6) 学長選考機関

各大学に設置（法定）

名 称：学長選考会議

設置目的：学長の選考等に関する決定機関（法定）

構 成：経営審議会を構成する者から選出された者（法定）
教育研究評議会を構成する者から選出された者（法定）

3 目標・評価制度

(1) 中期目標

法人の基本理念、中長期的な目標

作成手続：設立団体が作成の上、法人と協議
議会の議決を経て、知事が策定（法定）

内 容：中期目標の期間（6年間）
教育研究等の質の向上に関する事項
業務運営の改善等に関する事項
財務内容の改善に関する事項
教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点
検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
その他運営に関する重要事項

(2) 中期計画

中期目標を実現するための計画

作成手続：法人が作成し、知事が認可（法定）

内 容：教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
業務運営の改善等に関する目標を達成するためにとるべき措置
予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
短期借入金の限度額
重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
剰余金の使途
その他設立団体の規則で定める運営に関する事項

(3) 評価委員会

法人の業務実績を評価するため、京都府の附属機関として設置（法定）

構成：5名程度（法人外の有識者）

任期：2年（再任可）

4 財務会計制度

(1) 会計原則

企業会計原則を基本とする地方独立行政法人会計基準の適用（法定）

(2) 財 産

重要な財産

重要な財産の範囲については、その基準を今後検討

重要な財産 法人が譲渡又は担保に供しようとするときに、設立団体の長の認可（議会の議決等を要する）が必要な財産

財産の承継

現在大学が使用している物品・設備等の財産については、必要なものは承継又は貸付

(3) 財源措置

京都府は、運営費交付金、大規模施設整備補助金、政策的な事業を推進するための補助金等必要な財源を措置

(4) 料金の上限

学生納付金、病院使用料等は、議会の議決を経て、知事の認可を受けた上限の範囲内で法人が設定（法定）

(5) 財務諸表

種類：貸借対照表、損益計算書など（法定）

(6) 監査体制

会計監査人が監査を実施（法定）

(7) 利益の処理

知事の承認を得て、中期計画に定めた用途に充当可能（法定）